

佐渡トキマラソン公告第1号

佐渡トキマラソン記録計測業務の一般競争入札について（公告）

本公告は、入札に関する基本的な要件を表記したもので、委託概要及び入札参加資格要件、並びにこの公告によらない特別な事由については、別に公告する。

なお、この公告は、令和2年10月1日以降に公告する一般競争入札から適用する。

令和2年10月1日

佐渡トキマラソン
実行委員長 伊貝 秀一

1 対象となる契約

この公告に係る対象となる契約は、下記の大会における記録計測業務とする。

（1）佐渡トキマラソン 2021

2 入札に付する事項

（1）契約保証金

必要とする場合は、個別の公告にその旨記載する。

（2）入札を無効とする場合に関する事項

入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とする。

（3）入札を中止する場合に関する事項

対象案件の入札参加者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがある。

（4）談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあるときの措置

談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

3 入札参加者資格の要件

（1）次に掲げる事項のいずれにも該当しないもの

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当するもの。

イ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを得ていないもの。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるもの。

- エ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- オ 暴力団員であると認められるもの。
- カ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるもの。
- キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの。
- ク 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。ケについて同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- ケ 法人であって、その役員のうちにオからキまでのいずれかに該当する者があるもの。
- コ 市税などを滞納しているもの。

4 入札方式

一般競争入札とする。

5 必要書類

記録計測業務委託業者選定実施要領に記載されている提出書類

※郵送方法は書留などの配達の記録が残るものとし、封筒の表には「佐渡トキマラソン計測業務委託入札関係書類」在中と朱書する。

6 入札参加申請期日

記録計測業務委託業者選定実施要領に記載されている期日による。

7 質疑

質疑事項がある場合には、下記により問い合わせる。

(1) 提出方法

質疑書（別紙様式第1号）を指定の電子メールアドレスへ送信することによる。

メールアドレス scsf-jigy0@scsf.jp

(2) 質疑受付期限

令和2年10月30日(金)正午まで

(3) その他

電話・ファクスでの質疑の受付はしない。

質疑に対する回答は、メールを受けてから3日（営業日）以内にメールにて回答する。

8 入札時の注意事項

(1) 入札の方法

郵送による。（配達日指定郵便により期日厳守で送付すること。）

(2) 入札書に記載される金額に対応した内訳書を添付する。

(3) 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札候補者の入札価格とするので、入札参加申請者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載する。

9 落札者の決定

審査結果が決定次第、入札参加者に通知するものとし速やかに公表する。

10 落札者決定から契約締結までの取扱い

落札者決定から契約締結までの間に入札参加資格の停止を受けた場合は、当該落札決定を取り消す。なお、対象者に対しては、その旨通知する。

11 契約書の作成

入札により落札者を決定したとき、直ちに契約書を2通作成し、相互に交換するものとする。

12 契約の解除

契約の相手側が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 期限若しくは期間内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認めるとき。
- (2) 正当な理由がないのに契約の履行に着手しないとき。
- (3) 契約解除の申し出をしたとき。
- (4) 前各号に定めるほか、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

13 その他

本公告と業務委託業者選定実施要領に相違がある場合は、業務委託業者選定実施要領の規定が優先されるものとする。